

申請者及び認証事業者の権利と義務

申請者及び認証生産行程管理者等の権利

1. 製品が、JAS法及びISO17065に基づく認証規格に適合していることを証明することが出来る。
2. 認証事業者は、製品がJAS規格に適合している旨を、表示(JASマーク等)することが出来る。
3. 認証業務について異議がある場合は、苦情、紛争を申し立てることが出来る。

申請者及び及び認証事業者の義務

1. 製品が、JAS法及びISO17065に基づく認証規格に適合するように、生産行程管等を適切に運用しなくてはならない。
2. 申請者及び認証事業者は、契約書類を遵守しなければならない。また、申請時の情報は維持する義務があり、もし変更がある場合、速やかに変更届を提出しなければならない。
3. JASマークの管理及び格付並びに表示を適正に行わなければならない。
4. 年間生産計画は毎年6月末までに提出しなくてはならない。これには、当年4月から翌年3月までの生産計画を策定し、OCOから送付される報告様式を使用して提出しなくてはならない。
5. 年間格付実績報告書も毎年6月末までに提出しなくてはならない。これには、前年4月から当年3月までの格付実績を集計し、OCOから送付される報告様式を使用して提出しなくてはならない。
6. 認証事項を変更する場合やJAS規格の条件を満たさなくなった場合には、変更届をOCOに提出しなくてはならない。OCOの報告様式を使用して提出しなくてはならない。
7. 認証事業者は認証後も認証業者が技術的基準に適合しているかを確認するため、年次審査を受けなくてはならない。必要に応じて臨時確認審査も受けなくてはならない。
8. OCOの審査で是正処置が必要と判断された場合は、是正処置を報告しなくてはならない。OCOの報告様式を使用して提出しなくてはならない。
9. 市場でJASマークの不正使用を発見した場合は、JASマーク不正使用報告書をOCOに提出しなくてはならない。OCOの報告様式を使用して提出しなくてはならない。
10. JASマークを紛失した場合は、JASマーク紛失報告書をOCOに提出しなくてはならない。ただし、適合の表示は除外されます。OCOの報告様式を使用して提出しなくてはならない。
11. JASマークやJASマークが印刷された包装資材等を破棄(焼却等)する場合は、JASマーク及び印刷された包装資材等の処分報告書をOCOに提出しなくてはならない。ただし、適合の表示は除外されます。OCOの報告様式を使用して提出しなくてはならない。
12. 申請者は、認証取消しにおいて与えられる弁明の機会の通知日から取消し決定日までの間に、JAS法施行規則第48条第1項一号ニ(4)に基づき業務廃止を通知した場合、当該通知の日から1年間、格付に関する業務を行うことができない。
13. 申請者は、前項の業務廃止の通知を行った日前30日以内に、当該通知に係る法人または人格のない社団若しくは財団(代表者または管理人の定めのあるものに限る)の業務を行う役員(人格のない社団または財団にあっては、その代表者または管理人)であった者も、当該通知の日から1年間、格付に関する業務を行うことができない。